

石綿含有仕上塗材に係る Q & A (R050331)

No	質問	回答
1	石綿含有仕上塗材に係る廃棄物について、取扱いが見直された経緯は何ですか。	<p>石綿含有仕上塗材については、大気汚染防止法及び石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省）が改正されています。</p> <p>この中で、石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、吹付け工法であるか否かにかかわらず、産業廃棄物の「石綿含有産業廃棄物」に該当することとなりました。（従前は、吹付工法で施工されたものは特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」でした。なお、石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けバーミキュライトは改正後も従前のおり「廃石綿等」です。）</p> <p>また、石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものは、除去された工法によっては、産業廃棄物の「汚泥」に該当する場合もあると示されたため、これらに対応するものです。</p>
2	石綿含有仕上塗材に係る廃棄物は、同じ「石綿含有産業廃棄物」である石綿含有成形板と、同程度の危険性なのですか。	<p>石綿含有仕上塗材に係る廃棄物は、石綿含有成形板が廃棄物となったものより、石綿の飛散性が高いおそれがあるとされていますので、排出時や処理時に留意が必要です。</p> <p>破碎や他のものと混合しないことはもちろん、排出時に措置された二重こん包の状態のまま運搬等を行う必要があります。</p> <p>なお、石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けバーミキュライトは、従前のおり特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」のままです。</p>
3	汚泥（石綿含有産業廃棄物）とはどのようなものですか。	<p>石綿含有仕上塗材を高圧水洗工法等の水を用いた工法により除去し、泥状の状態での廃棄物となったものです。</p> <p>泥状を呈しているかどうかは除去時点での判断となりますので、他者が排出する当該廃棄物の処理（収集運搬又は処分）を行う場合は、汚泥（石綿含有産業廃棄物）の許可を申請又は届出により取得してください。</p>
4	石綿含有仕上塗材を高圧水洗工法等により除去する過程以外でも、汚泥（石綿含有産業廃棄物）が発生する可能性がありますか。	<p>本県では把握していませんが、他者が排出する泥状の石綿含有産業廃棄物を処理（収集運搬又は処分）するためには、汚泥（石綿含有産業廃棄物）の許可が必要となります。</p>
5	「汚泥」の許可を有していますが、許可証を書換えるまでは、「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」を扱えないですか。	<p>汚泥の許可（限定付きのものを除く）を有している場合、処理基準を遵守する限りにおいては、汚泥（石綿含有産業廃棄物）を扱うことができます。</p> <p>許可証の書換えは、更新許可申請、変更許可申請又は書換えを伴う変更届の際に行うことを基本としておりますが、早期に書換えを希望する場合は、随時、変更届又は一部廃止届を提出してください。</p>
6	「汚泥（無機性汚泥に限る）」等の限定付きの汚泥の許可を有しているが、石綿含有仕上塗材を高圧水洗工法等により除去した泥状を呈する廃棄物を扱うことができますか。	<p>「汚泥（無機性汚泥に限る）」等の限定付きの汚泥の許可では、石綿含有仕上塗材を高圧水洗工法等により除去した泥状を呈する廃棄物を扱うことは出来ません。</p> <p>石綿含有仕上塗材は、多種の素材から成り立っていますので、石綿含有仕上塗材を高圧水洗工法等により除去した泥状を呈する廃棄物を扱うためには、「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」の許可を取得する必要があります。</p>

No	質問	回答
7	他の品目で「石綿含有産業廃棄物」の許可を有している場合、「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」を扱うことは可能ですか。	<p>経過措置の期間（令和5年9月30日）までは、石綿含有仕上塗材の素材に応じて、「廃プラスチック類、がれき類又はガラ陶に係る石綿含有産業廃棄物」として、高圧水洗工法等による泥状物で排出時に固化処理されたものを扱うことができます。</p> <p>よって、同期日までは、これらの品目として扱われた当該廃棄物については、安定型最終処分場への埋立も可能です。</p> <p>経過措置の期間以降は、他の品目として「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」を扱うことはできません。</p>
8	「排出時に固化処理されたもの」とはどのような処理をされたものですか。	<p>排出時に、固形化、薬剤による安定化等により、泥状物の含水率を85%以下にしたものとなります。</p> <p>汚泥を埋立処分するに当たっては含水率を85%以下にする必要がありますが、石綿含有産業廃棄物は脱水や乾燥等の処理ができないため、排出時に、固型化、薬剤による安定化等の措置を講じることが有効であると、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（環境省）に示されています。</p> <p>経過措置期間中に、他の品目として扱う場合もこの規定に倣うものです。</p>
9	従前から吹付工法以外の工法により施工された石綿含有仕上塗材を取り扱っており、これまでは「廃プラスチック類、がれき類又はガラ陶に係る石綿含有産業廃棄物」として扱っていたが、汚泥（石綿含有産業廃棄物）の許可を有していないと扱えないのですか。	<p>廃棄物の性状から判断して、汚泥に該当しない石綿含有産業廃棄物については、従前どおり「廃プラスチック類、がれき類又はガラ陶に係る石綿含有産業廃棄物」として、処理することが可能です。泥状を呈する石綿含有産業廃棄物を扱う場合は、「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」の許可が必要となります。</p> <p>（経過措置については「7」を参照）</p>
10	従前から吹付工法により施工された石綿含有仕上塗材を取り扱っていたため特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」の許可を有しているが、普通産業廃棄物の「石綿含有産業廃棄物」の許可を受けなくてはならないですか。	<p>経過措置の期間（令和5年9月30日）までは、処理基準を遵守する限りにおいては特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」として吹付工法で施工された「石綿含有仕上塗材」の廃棄物を扱うことは可能としています。</p> <p>経過措置の期間以降（令和5年10月1日）は、産業廃棄物の「石綿含有産業廃棄物」の許可が必要となります。</p>
11	汚泥（石綿含有産業廃棄物）の処分はどのように処理するのですか。	<p>廃掃法施行令第7条11号の2に掲げる溶融施設、当該品目を扱う管理型最終処分場又は遮断型最終処分場で処分を行うことができます。管理型最終処分場又は遮断型最終処分場で埋立処分を行う場合は、排出時に、固形化、薬剤等による安定化等の措置を講じて、含水率を85%以下とする必要があります（脱水、乾燥、焼却等の処理はできません）。</p> <p>（経過措置については「7」を参照）</p>
12	石綿含有仕上塗材に係る廃棄物のこん包は、どのようなもので行えばよいか。	耐水性のプラスチック袋等により二重こん包してください。
13	石綿含有仕上塗材に係る廃棄物をこん包する耐水性のプラスチック袋について、仕様等がありますか。	厚みが0.15mm以上の袋を使用してください。また、アスベスト廃棄物用として市販されている黄色い袋を使用することも可能です。市販の袋に「特別管理産業廃棄物 廃石綿等」の表示がある場合は、その上に「石綿含有産業廃棄物」である旨のテープ等を貼付してください。
14	石綿含有仕上塗材に係る廃棄物のこん包について、ドラム缶でもよいですか。	石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル（環境省）で二重こん包することになっていますので、ドラム缶と耐水性のプラスチック袋等により二重こん包してください。

No	質問	回答
15	石綿含有仕上塗材に係る廃棄物の運搬について、二重こん包しましたが、トラックの荷台にシートは必要ですか。	<p>「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省及び環境省）」において、荷台全体をシート等で覆うこととなっています。</p> <p>収集運搬時に、二重こん包の損傷等やそれに伴う廃棄物の飛散、流出の可能性がありますので、これらの措置を講じてください。</p>
16	石綿含有仕上塗材に係る廃棄物を扱いたいのですが、どのような手続きを行えばよいですか。	「石綿含有仕上塗材に係る改正に関する許可関係手続きについて」及び「手続きフロー」をご覧ください、ケースに応じて、変更届又は許可申請をしてください。
17	運用開始時点（令和5年3月15日）で、新規許可申請、変更許可申請、更新許可申請又は書換えを伴う変更届を提出中であるが、どのような手続きとなりますか。	運用開始時点（令和5年3月15日）に、ご質問の手続きを行っている方には、提出先の県民事務所等から連絡させていただきますので、ケースに応じて、任意報告書、変更届、一部廃止届等の提出など必要な手続きを行ってください。
18	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市でも、同じ取扱いですか。他の都道府県でも同様ですか。	<p>本県内の5つの政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市）は同様の扱いです。</p> <p>他の都道府県については、それぞれの方針により対応していますので、それぞれの都道府県へお問い合わせください。</p>